

金融庁「銀行の引当開示の充実に向けて」に見る 貸倒引当金の計上に関する開示の現状と課題

金融庁は、2022年3月に「銀行の引当開示の充実に向けて」を公表した。コロナ禍3年後の現在もなおコロナ引当を行う銀行が増えるなか、本文書の公表を機に、より一層実態に即した引当方法の開示の充実が図られることが期待されている。本稿では、本文書のポイントを踏まえ、特に営業店役席担当者が実務に役立てるべきポイントを解説した。

公認会計士 深田 建太郎

① 一般貸倒引当金の算定方法についての開示

金融庁は、2019年12月に金融検査マニュアルを廃止するとともに、ディスクッションペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、融資D.P.）を公表した。

一般貸倒引当金の算定は過去の一定期間の貸倒実績率等に基づいて行われ、過去の状況と異なる状況が想定されている場合には、過去の貸倒実績率等を修正して予想損失率を決定（以下の「実務指針4号」における表現に則って「必要な修正」と呼ばれることも多い）することになっており、長期にわたる貸倒実績率の低下傾向を背景に将来の予測を踏まえて修正を行い貸倒引当金を算定する実務は一定の定着を見せていた。

融資D.P.においても将来予

測情報までを含む幅広い情報から信用リスクを認識することが重要とされていること、さらに将来の不確実性を増す新型コロナウイルスの蔓延により、各銀行等のポートフォリオの将来の予測を踏まえた貸倒引当金の算定方法の工夫が行われるようになった。

例えば、新型コロナウイルスの影響による信用リスクの増大に対応して特定業種等に対して引当を積み増すなどの、いわゆる「コロナ引当」を行う銀行等も増加しており、また、一部の銀行はマクロ経済指標等に連動させた予想損失率の算定（フォワード・ルッキング引当/F.L.引当）を採用した。結果として各銀行等が採用

する引当方法は多様化しており、比較可能性を保持するためには、引当方法の内容がより詳細に開示されることが期待されており、日本公認会計士協会は2020年3月17日

に銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（本稿において、以下実務指針4号）を改正し、特に以下の3項目については多様な方法が考えられるため財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられるとしている。

① 損失見込期間…一般貸倒引当金についてグループピン

グ（債務者区分を含む）ごとの損失見込期間の具体的な年数の記載
② グループピン

グ…債務者区分や個人/法人別、業種等の貸倒引当金算定のグループピン

③ 必要な修正…過去の貸倒実績率等から予想損失率への修正の具体的な内容の記載
しかしながら、2021年3月期決算における有価証券

図表1 令和3年3月期決算における有価証券報告書の会計方針の「貸倒引当金の計上基準」における開示状況

【メガバンク・主要行（計8社）】

	① 損失見込期間	② グループिंग	③ 必要な修正
有	1社	2社	2社
無	7社	6社	6社

【上場地銀・地銀グループ（計77社）】

	① 損失見込期間	② グループिंग	③ 必要な修正
有	24社	10社	8社
無	53社	67社	69社

筆者作成

（表の説明）

- ① 損失見込期間：一般貸倒引当金についてグループिंग（債務者区分を含む）ごとに損失見込期間の具体的な年数の記載の有無を集計している。年数の異なる複数の債務者区分をまとめて記載している場合は記載無しとしている。
- ② グループिंग：債務者区分以外のグループिंगについての記載の有無を集計している。ただし、記載している銀行数のみを集計したもので、記載無しの中にはグループングを実施していない先と実際はグループングを実施しているにもかかわらず記載していない先とが含まれている。
- ③ 必要な修正：将来予測等に基づいて過去の貸倒実績率等を修正して予想損失率を算定した場合の具体的な修正方法の記載の有無を集計している。

報告書の会計方針の「貸倒引当金の計上基準」における開示状況は筆者による集計では以下のとおりであり、十分に開示が行われているという状況ではないと思われる（図表1参照）。このような状況において、金融庁は2022年

3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」を発売し、開示の充実を促すこととなった。この中では開示例とともに勉強会において発せられた投資家等の要請を示し、今後の開示充実への方向性へのヒントを示すとともに、前述の

3項目については実務指針4号において、開示が求められている事項であると同時に、多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられるとしている。また、破綻懸念先についても実務指針4号に言う「必要と認める額（以下、必要額）の算定についてコメントしている。本稿では破綻懸念先についての引当方法と開示例を取り上げてコメントする。文中囲み部分は「銀行の引当開示の充実に向けて」からの引用であり、意見に関する部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解ではないことをご了解願いたい。

2 破綻懸念先に対する貸倒引当金

破綻懸念先債権については、実務指針4号に基づいて、債権額から担保の処分可能見込

額および保証による回収が可能と認められる額（非分類額およびⅡ分類額）を減算し、残額（Ⅲ分類額）のうち必要額を貸倒引当金として計上する。

この必要額の算定方法には以下の表に示したように大きく個別に見積る方法と総括的に見積る方法がある。本来は個別に見積るのが原則であるが、総括的に見積る方法も実務的に定着しているところである。

もともと、金融検査マニュアルにおいては以下の5つの方法が示されていたが、実務指針4号では具体的な記載がないものがある。ただし、実務的に定着している方法については金融検査マニュアルの廃止によって直ちに認められなくなるということは想定されていない（以下図表2における（補足）参照）。

3 開示上の留意事項

破綻懸念先に対する引当方法も複数の方法が認められており、また例えば、大口先債権についてはDCF法を適用し、残りについては予想損失率を乗じる方法を採用するなど、の組み合わせを行っている銀行等もあり、引当方法が開示されていないと貸倒引当金の充分性に関する十分な理解が難しい。「銀行の引当開示の充実に向けて」には、以下の事例が示されている。

【追加的な情報の開示例】
破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法を記載している事例

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念

先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

図表2 破綻懸念先に対する貸倒引当金

(金融庁) 旧金融検査マニュアル	(日本公認会計士協会) 実務指針4号等
(個別に見積る方法)	(個別に見積る方法)
① DCF法（大口先については適用することが望ましい）	① キャッシュ・フロー見積法（DCF法）
② 債務者ごとのⅢ分類額から合理的に見積もられたCFにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法（キャッシュ・フロー控除法）	② 売却可能な市場を有する債権については売却可能額を回収可能額とする方法
③ 売却可能額を回収可能額とし残額を予想損失額とする方法（総括的に見積る方法）	(総括的に見積る方法)
④ 債務者ごとのⅢ分類額に予想損失率を乗じて算定する方法 ・損失見積期間は3年であれば妥当	③ 債務者ごとのⅢ分類額に貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えたものを乗じて回収不能額を算出する方法
⑤ 債務者グループごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算定する方法	(補足) ・旧金融検査マニュアルにおける②キャッシュ・フロー控除法や⑤債権残高に貸倒実績率を乗じて算定する方法は規定されていない。 ・総括的に見積る方法における損失見積期間にかかる定めがない。

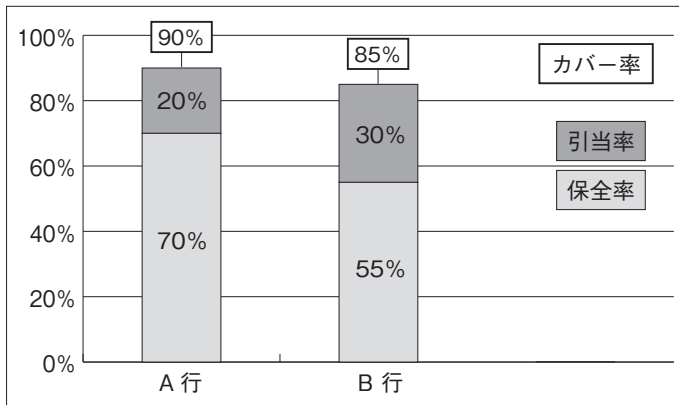
しております。

4 破綻懸念先に対する引当の充分性について

予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定

破綻懸念先に対する引当の

図表3 A行・B行 引当率等の比較



十分性という観点からⅢ分類額に対する引当率が課題として取り上げられることが多い。これは、Ⅲ分類額に貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて算定する方法を採用している多くの銀行等において1990年代の金融危機時における実積率が70%以上であり、

その結果、引当率も高い水準にあったのに対して、その後、リーマンショックの影響を除いては全般的に実積率が低下傾向にあり、場合によっては10%台といった状況にあることから結果的に引当率が低下していったことによる。

先Ⅲ分類に対する引当については引当率だけでなく、債権全体に対する保全の状況（保全率＝保全額／債権額）を同時に見ておく必要があると考えられる。つまり、以下、破綻懸念先債権等に対する担保・保証による保全率と引当率の合計を合わせてカバー率というが、このカバー率について着目する必要がある。

例えば、図表3における2行について、引当率だけをみるとB行の方が高いが、保全率の高いA行はカバー率で見るとB行よりも損失への備えが厚いということもできる。

さらに、率だけではなく絶対額についても着目しておく必要がある。つまり、図表3の事例のA行の当期純利益が50億円であったとして、アンカバー部分（カバーされていない部分）が30億円あったとすると、全体として債権額の90%がカバーされているとは

とも要因として考えられる。

この引当率の低下に対して、上記の開示例のように一般貸倒引当金と同様に「必要な修正」を行っている例も見られるが、破綻懸念

いえ、十分であるかどうかは一概には言えないであろう。全体を総合的に見積もっている場合には個別に見ると不足している可能性がある。やはり、破綻懸念先債権に対する引当は原則として個別引当であることを踏まえ、少なくとも大口債権についてはDCF法等により個別に見積もっておくことが必要であろう。

2 最後に

「コロナ引当」を行う銀行等も増加しており、また、今後の貸出金の評価基準の見直しにおいても銀行等の引当方法の多様化が想定され、比較可能性の確保や貸倒引当金の十分性の評価の観点からより開示の充実が求められていくと考えられる。

（有限責任監査法人トーマツパートナー 金融事業ユニッツリーダー）